

## 優先交渉権者の選定方法について

- 1 各委員が選定委員会にて、提案書及びプレゼンテーションにより、評価基準を基に審査する。

例：3社から提案がなされ、各委員の得点が以下の場合

	①社	②社	③社
委員A	98	60	55
委員B	60	70	70
委員C	60	61	66
委員D	70	92	80
委員E	78	78	81
委員F	76	75	82
合計得点	(442)	(436)	(434)

- 2 審査後は次の手順で優先交渉権者を決定する。

- (1) 提案者数をNとする時、各委員の1位をN点、2位をN-1点、3位をN-2点、4位をN-3点…以下同様とし、同点の場合は按分する。

例：3社提案の場合。各委員の1位を3点、2位を2点、3位を1点と置き換える。同点の場合は按分する。

	①社	②社	③社
委員A	3	2	1
委員B	1	2.5	2.5
委員C	1	2	3
委員D	1	3	2
委員E	1.5	1.5	3
委員F	2	1	3
	9.5	12	14.5

- (2) 総得点の最も高い事業者を最優良事業者（優先交渉権者）とする。同点の場合は、審査委員ごとの順位を比較し、1位を獲得した数が多い者を上位とする。これでも同点の場合は2位を獲得した数により比較する。以下、下位まで同様に比較することにより、順位を決定する。下位まで同様に比較した場合でも同数の場合、各委員の元の合計得点の高い事業者を最優良事業者とする。

例：(1) の場合、③社が優先交渉権者、②社が次点候補者となる。

※ ただし、各委員の元の合計得点平均が 60 点未満である時は契約候補者として選定

しない。

例：③の合計得点は434点。平均点は72点のため可。

②の合計得点は436点。平均点は72点のため可。

- ※ 提案者が1社の場合も選定委員会（ヒアリング審査）を実施する。この場合、各委員の合計得点の平均が60点以上である場合は当該提案者を契約候補者（優先交渉権者）とする。